

①令和2年特(ワ)第858号(起訴 令和2年3月31日, 勾留 令和2年3月13日)

②令和2年特(ワ)第1327号(起訴 令和2年6月15日, 勾留 令和2年5月28日)

保釈許可決定

被告人 相 嶋 静 夫
昭和23年 日生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について, 令和2年12月25日主任弁護士小林貴樹, 弁護士高田剛, 同鄭一志, 同河村尚及び同瀬川慶から保釈の請求があったので, 当裁判所は, 検察官の意見を聴いた上, 次のとおり決定する。

主 文

被告人の保釈を許可する。

保証金額は①につき金500万円, ②につき金500万円とする。

釈放後は, 下記の指定条件を誠実に守らなければならない。これに違反したときは, 保釈を取り消され, 保証金も没取されることがある。

指定条件

- 1 被告人は, 静岡県 に居住しなければならない。
住居を変更する必要があるときは, 書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは, 必ず定められた日時に出頭しなければならない(出頭できない正当な理由があれば, 前もって, その理由を明らかにして, 届け出なければならない。)
- 3 逃げ隠れしたり, 証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 海外旅行又は3日以上の旅をする場合には, 前もって, 裁判所に申し出て, 許可を受けなければならない。
- 5 大川原正明, 島田順司, その他大川原化工機株式会社役員及び従業員等本件事件関係者に対し, 直接または弁護人を除く他の者を介して面接, 通信, 電話等による一切の接触をしてはならない。
- 6 被告会社の本社, 営業所その他の関連施設に立ち入ってはならない。
- 7 本件につき公判期日の召喚状, 保釈許可決定謄本等裁判所から郵便で送達される書類については, 保釈制限住居で受領すべきはもちろんのこと, 不在時に配達された場合には, すみやかに集配局に出頭する等の方法により, 必ず受領しなければならない。

令和2年12月28日

東京地方裁判所刑事第14部(13)

裁判官 鏡 味



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 西 澤

